

下の憲法の条文について答えなさい。

日本国憲法の前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに(1)が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、(2…?の平和)を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。…日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

○国民の代表者とは(3)のことで、民主主義を言い表すことばとして、アメリカ大統領リンカーンの「(4)の、(4)による、(4)のための政治」がよく使われます。

## 第1章 天皇

第1条 天皇は、日本国の(5)であり日本国民統合の(5)であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2条 皇位は、世襲のものであって、国会の議決した(6)の定めるところにより、これを継承する。

第3条 天皇の(6)国事に関するすべての行為には、内閣の(7…?と?)を必要とし、内閣が、その責任を負う。

第4条① 天皇は、この憲法の定めるところに関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第5条 (6)の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行う。

○Aを(8)という。

第6条① 天皇は、(9)の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、(10)の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条 天皇は、内閣の(7)により、国民のために、左の国事に関する行為を行う。

- 1 憲法改正、法律、政令及び条約を(11)すること。
- 2 国会を(12)すること。
- 3 衆議院を解散すること。
- 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 7 (13)を授与すること。
- 8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 9 外国の大使及び公使を受け受すること。
- 10 儀式を行うこと。

第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

## 第2章 戦争の放棄

第9条① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる(14)と、(15)による威嚇又は(15)の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを(16)する。

- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の(17…?権)は、これを認めない。

○第9条と前文の内容を(18…?主義)という。

## 第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての(19…?権)の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない(20…?の権利)として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に(21…?の?)のためにこれを利用する責任を負う。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、(21)に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条① ⑥ すべて国民は、(22)の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は(23…出身のこと)により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

○⑥により、職場での男女差別を禁止した(24…?法)ができました。

第15条① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- ② すべて公務員は、全体の(25…?者)であって、一部の(25)ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ ⑦ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。

○⑦選挙の手続きについては(26…?法)が定めてあり、(27…一人1票の投票権をもつ)選挙・(28…有権者が投票所に出向いて投票する)選挙・(29…だれに投票したかを知られることがない)選挙・などの原則があります。

また、地方の過疎化が進むなか、選挙区によっては(30…有権者数の格差)が生じています。

第18条 何人も、いかなる(31)的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 (32)及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条① (33)の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条① 集会、結社及び言論、出版その他一切の(34)の自由は、これを保障する。

第 22 条① 何人も、(21)に反しない限り、居住、移転及び(35)選択の自由を有する。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 25 条① すべて国民は、①(36…?で?的)な最低限度の生活を営む権利を有する。

第 26 条① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく(37)を受ける権利を有する。

第 27 条① すべて国民は、(38)の権利を有し、義務を負う。

第 28 条 (38)者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、(39)の義務を負う。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。

第 33 条 何人も、(40…?犯)として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてい

る犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 38 条① 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

○①(36)な最低限度の生活を営む権利を(41…?権)といい、これに基づいて国は(42…?制度)を整えている。

これには、(43…健康保険・年金保険・雇用保険・介護保険のこと)・(44…生活保護のこと)・(45…身寄りのない老人や身体障害者などへの援助)・(46…保健所などの仕事)があります。

#### 第4章 国会

第 41 条 国会は、国権の(47…?機関)であつて、国の唯一の(48…?機関)である。

第 42 条 ①国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第 43 条① 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第 44 条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、(23…家柄のこと)、教育、財産又は収入によって差別してはならない。

第 45 条 衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

○①衆議院議員定数は、全国を(49…数字)区の小選挙区に分けた(49)人と、全国を 11 のブロックに分けて各ブロックの定数を決めた比例代表で(50…数字)人の合計 465 人(重要)です。このしくみを(51…?制)といい、小選挙区と比例代表を並立して立候補することができます。そして、衆議院議員の比例代表選挙では、各政党が事前に順位をつけた立候補者の名簿に基づいて当選が決まり、有権者は自分が支持する(52…①政党名 ②立候補者名 ③政党名か立候補者名のどちらか)を記入して投票します。

第 46 条 参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

○参議院議員選挙では、全国を 47 の選挙区に分けて(53…数字)人が選出され、比例代表では全都道府県を 1 つの選挙区として(54…数字)人が選出されます。そして、参議院議員の比例代表選挙では、立候補者の名簿に順位はつけられません。有権者は自分が支持する(55…①政党名 ②立候補者名 ③政党名か立候補者名のどちらか)を記入して投票します。

第 47 条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第 48 条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

○衆議院議員選挙は(56…?選挙)といいますが、参議院議員選挙は3年ごとに決まって半数を改選するために(57…?選挙)といえます。

第 50 条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第 52 条 ④国会の常会は、毎年1回これを召集する。

第 53 条 ④内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の(58…分数で)以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

○④毎年、1月に召集される国会を(59…?国会)といい、会期はおよそ(60…数字)日間です。そして、臨時に召集される国会は(61…?国会)といえます。

第 54 条① 衆議院が解散されたときは、解散の日から(62…数字)日以内に、⑥衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から(63…数字)日以内に国会を召集しなければならない。

○⑥の国会は(64…?国会)といい、内閣は総辞職して次の(65)の指名が行われます。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の(66…?会)を求めることができる。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。

第 56 条① 両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

② 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、(67…?長)の決するところによる。

第 59 条① 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の(68…分数で)以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて(69…数字)日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第 60 条① ④予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

○④を衆議院の(70…?権)といえます。

② 予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に議決しないときは、①衆議院の議決を国会の議決とする。

○①を衆議院の(71)といえます。

第 62 条 ①両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

○①を(72…?権)といえます。

第64条① 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する(1)裁判所を設ける。

## 第5章 内閣

第65条 (2…?権)は、内閣に属する。

第66条① 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。

② 内閣総理大臣その他の国务大臣は、(3)でなければならない。

③ 内閣は、(2)の行使について、⑧国会に対し連帯して責任を負う。

○⑧を(4…?制)といいます。

第67条① 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを(5…指名か任命で)する。この(5)は、他のすべての案件に先だって、これを行う。

② 衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、(6…?会)を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第68条① 内閣総理大臣は、国务大臣を(7…指名か任命で)する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。

第69条 内閣は、衆議院で(8…?案)を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、(9…数字)日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第70条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、(10)をしなければならない。

第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、次の事務を行う。

1 法律を誠実に執行し、国务を総理すること。

2 外交関係を処理すること。

3 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によっては事後に国会の承認を経ることを必要とする。

5 予算を作成して国会に提出すること。

6 この憲法及び法律の規定を実施するために(11)を制定すること。但し、(11)には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

## 第6章 司法

第76条① すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

③ すべて裁判官は、その(12)に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の(13)によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行うことはできない。

第79条① ①最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、(14)でこれを任命する。

○①の最高裁判所の裁判官は長官もふくめて(15…数字)人の裁判官で構成されています。

- ② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際の(16)に付し、その後10年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の際の(16)に付し、その後も同様とする。

第80条① 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、(14)でこれを任命する。その裁判官は、任期を(17…数字)年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

第81条 最高裁判所は、①一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する(18)の裁判所である。

○①を(19…?権)といいます。

## 第7章 財政

第90条① 国の収入支出の決算は、すべて毎年(20…?院)がこれを検査し、内閣は、次の年度にその検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

第91条 内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少なくとも毎年1回、国の財政状況について報告しなければならない。

## 第8章 地方自治

第93条① 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

- ② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で(21)を制定することができる。

## 第9章 改正

第96条① この憲法の改正は、各議院の総議員の(22…分数)以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の(23…投票)又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

- ② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを(24)する。

## 第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する(25…?権)は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条① この憲法は、国の(26)であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

## 第11章 補則

第100条① この憲法は、公布の日から起算して(27…?か月)を経過した日(昭和22・5・3)から、これを施行する。